

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/3/9 号 (No. 682)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家知識産権局、2026 年立法計画を公表 新興分野の法整備を推進 (国家知識産権網 2026 年 3 月 3 日)
2. 営業秘密保護規定を公布 6 月施行、公正競争の確保へ(国家市場監督総局公式サイト 2026 年 2 月 28 日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、2025 年の两会提案 218 件に対応 政策 54 項目を具体化(国家知識産権網 2026 年 3 月 4 日)
2. 国家知識産権局、法治政府整備報告書を公表 知財侵害処理件数は 9300 件超 (国家知識産権網 2026 年 3 月 3 日)
3. 中国、科学技術保険の整備を加速 知財保険拡充で企業のイノベーション支援(中国保護知識産権網 2026 年 3 月 3 日)
4. 新「輸入奨励サービス目録」公表 知的財産サービスを追加(中国知識産権资讯网 2026 年 2 月 27 日)
5. 中国とオーストラリア、特許審査ハイウェイ試行プログラムを 5 年延長(国家知識産権網 2026 年 2 月 26 日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京・天津・河北、特許活用促進で連携強化 未来産業 20 分野で協働推進(中国知識産権资讯网 2026 年 2 月 28 日)

【華東地域】

2. 浙江省、知財体験プロジェクト実施 高校生が現場見学(国家知識産権網 2026 年 3 月 3 日)

【華南地域】

3. 海南省、AI データに初の知的財産登録 知財分野の AI 活用で先行事例(中国保護知識産権網 2026 年 3 月 2 日)

【その他地域】

4. 陝西省、知財特派員制度を深化 技術革新支援を現場に(中国保護知識産権網 2026 年 3 月 2 日)

○ 司法関連の動き

1. 北京知財法院、技術調査官 116 人を新たに任命 専門審理体制を一段と強化(中国保護知識産権網

2026年3月3日)

2. 最高人民法院、技術革新保護へ指導的判例7件公表(中国保護知識産権網 2026年3月2日)
3. 中国検察、知財侵害8200件余を起訴 模倣品や新興コンテンツ分野の取り締まり強化(中国知識産権资讯网 2026年3月2日)
4. 中国、イノベーション支える司法保護を強化 懲罰的賠償18億元に(最高人民法院公式サイト 2026年2月28日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

1. 国家市場監督管理総局、主要プラットフォーム企業7社を行政指導(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月2日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 江蘇省製造業特許ランキング、蘇州勢が上位席卷 企業力で全国4位(中国保護知識産権網 2026年3月2日)
2. 格力電器、国家知的財産権モデル企業に子会社8社追加 累計15社に(中国保護知識産権網 2026年3月2日)
3. 抖音電商、模倣品対策を強化 年間400万超のリスク業者を遮断(中国知識産権资讯网 2026年2月26日)

○ 統計関連

1. 江蘇省の特許登録、11万6900件で全国2位 企業主導で先端技術分野に集中(中国保護知識産権網 2026年2月26日)

=====

●ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家知識産権局、2026年立法計画を公表 新興分野の法整備を推進 ★★★

2026年は中国の「第15次五カ年計画」の初年度にあたる。国家知識産権局(CNIPA)はこのほど、「2026年立法作業計画」を正式に公表し、知財関連法整備を加速する方針を打ち出した。

同計画は、経済・社会発展の重点課題や国民の関心が高い分野を見据え、新興分野に対応した知財立法の充実を図る内容である。法制度の体系的性、整合性、協調性、即応性を高めることで、法治に基づく知財強国建設を一段と推進する考えである。

立法機関との連携により改正を進める法律・行政法規として、「中華人民共和國商標法」および「集

積回路配置設計保護条例」の改正を明記した。

部門規制（省令等）の見直しでは、特許優先審査制度の改善に重点を置き、「特許優先審査管理弁法」を改正する。さらに、「集積回路配置設計保護条例」の改正動向に合わせ、その実施細則も整備する方針である。

さらに、「商標法実施条例」の改正に向けた検討を加速するほか、地理的表示を対象とする新条例の起草作業にも着手する。加えて、「特許代理管理弁法」の改正や「集積回路配置設計行政裁決弁法」の制定も視野に入れる。これら一連の措置により、知的財産権に関する法律規範を体系的に整備していく構えだ。

(出典：国家知識産権網 2026年3月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/3/art_541_204821.html

★★★2. 営業秘密保護規定を公布 6月施行、公正競争の確保へ★★★

中国国家市場監督管理総局はこのほど、「営業秘密保護規定」（同局令第126号）を公布した。2026年6月1日から施行される。営業秘密の保護を強化し、公正な競争秩序を維持することが目的である。

同規定では、営業秘密の定義を明確化し、営業秘密侵害行為の類型を具体的に列挙するとともに、権利者が適切な秘密保持措置を講じていると認められる状況を明示している。これにより、何が保護対象となり、どのような行為が侵害にあたるのか、法的な判断基準がより明確になっている。

また、権利者が侵害を申告する手続きと、申告時に提出が必要な最低限の証拠資料について定めている。市場監督管理部門が調査を行う際に取り得る措置についても規定し、法執行の根拠と手続きの透明性を確保している。

同規定の施行により、営業秘密を巡る行政保護の枠組みが一層明確化され、企業の正当な権益保護と市場環境の健全化が進むことが期待される。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年2月28日)

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgnkr/fgs/art/2026/art_a89ca909478b460595670fabe02b21d3.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、2025年の两会提案218件に対応 政策54項目を具体化★★★

国家知識産権局は3月4日、2025年の全国两会（全国人民代表大会、中国人民政治協商会議全国委員会）の代表・委員から提出された知的財産関連の提言・提案計218件に対応したことを明らかにした。うち主担当案件は91件で、前年より30%増加した。ほかに93件を関係部門と共同で処理し、34件を参考案件として扱った。さらに全国政協の重点提案1件（関連4件）も担当した。

これらの提言・提案は、知的財産法制度の整備や保護強化、成果の移転・活用、国際協力など幅広い分野に及び、新産業や新業態の発展に伴う制度需要に焦点が当てられている。

データ知的財産の保護に関する重点提案を受け、同局は北京や上海などで専門調査を実施した。国家データ局と連携し、関連ルールの統一的な整備を進めている。また、大学特許の活用促進に関する

提案については、特許の等級・分類管理制度の整備やオープンライセンス方式の普及を推進し、持続的な制度運用の枠組みづくりを進めている。

海外における知的財産リスクの予防や紛争対応体制の構築を求める提言に対しては、浙江省杭州市で実地調査を実施した。提案者との直接面談に加え、企業や知財サービス機関を訪問し、現場の課題把握を進めた。

2025年に同局が主導して処理した提案のうち、65件はすでに解決または政策に反映され、全体の71.4%を占めた。これに伴い計54項目の政策措置が打ち出された。代表・委員の提案を踏まえ、関係部門と共同で「パテントプールの構築・運営ガイドライン」や「知的財産金融エコシステム総合試行方案」を策定したほか、特許出願の重点支援対象リスト制度を新設するなど、イノベーション主体の多様なニーズに対応する体制の整備を進めている。

(出典：国家知識産権網 2026年3月4日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/4/art_53_204981.html

★★★2. 国家知識産権局、法治政府整備報告書を公表 知財侵害処理件数は9300件超 ★★★

中国国家知識産権局がこのほど公表した「2025年法治政府整備状況に関する報告書」によると、昨年、全国の知的財産権管理部門が処理した特許侵害紛争の行政裁決事件は合計で9300件を超えた。

医薬品特許を巡る紛争では早期解決メカニズムの運用を一段と強化した。昨年12月末時点で、同制度下での累計受理件数は275件、審理完了件数は238件に達している。事件受理から審理完了までの平均所要期間は176日であり、これは同制度が対象とする医薬品の承認審査待機期間である9か月（約270日）を大幅に下回る水準である。

一方、知的財産権関連の代理業界に対する規制強化も進められた。「青空行動」を通じた業界総合整備を深化させ、公安部や国家市場監督管理総局などと連携した特別取り締まりを実施した。これにより、重大な違法・不正行為に対する的確な摘発を行った。

その結果、昨年には深刻な法令違反が認定された代理機関や従事者に対し256件の行政処分を科し、特許代理機構180社とその支店1208カ所を登録抹消とした。さらに8755人の特許代理師（弁理士）の資格登録を取り消した。規律の立て直しを通じ、代理業界の健全化と質的向上を図る姿勢を鮮明にしている。

(出典：国家知識産権網 2026年3月3日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/3/art_541_204820.html?xxgkhide=1

★★★3. 中国、科学技術保険の整備を加速 知財保険拡充で企業のイノベーション支援 ★★★

中国の科学技術部、国家金融監督管理総局、工業・情報化部、国家知識産権局の4部門は3月2日、科学技術保険の発展を加速させるための政策文書「若干の意見」を公表した。科学技術の自立的発展を支える制度基盤の整備を目的とする。

同文書は、国の重点科学技術プロジェクトや科技型中小企業、重点産業分野への保険支援の強化を柱に、保険商品・サービスの拡充、保険資金の投資・活用、監督管理体制の整備など6分野で計20

項目の政策措置を打ち出した。技術革新の進展に対応した保険制度の構築を進める方針である。

知的財産分野では、知財保険の拡充を重要施策の一つに位置付けた。戦略的新興産業や産業クラスターを対象に、業界団体が知財保険の指針となる対象リストを策定するよう促すほか、地方政府による支援策の整備も後押しする。保険会社には、企業の多様なニーズに対応した包括的な保険パッケージの提供を求める。

また、特許、商標、地理的表示など複数の知的財産を組み合わせた保険モデルの導入を推進し、産業界のニーズとの適合性を高める方針だ。とりわけ高価値特許を巡る侵害訴訟などのリスクを重点的にカバーし、重点産業の技術革新と市場開拓を支えるリスク防護の仕組みを整える考えだ。

さらに、海外での知的財産侵害リスクに対応する保険や、海外特許出願や権利化に伴う費用損失を補償する保険商品の拡充も進める。中国企業の海外展開における知財リスク対応力の向上を狙うものである。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月3日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zy/bw/202603/1995335.html>

★★★4. 新「輸入奨励サービス目録」公表 知的財産サービスを追加★★★

中国商務部と国家知識産権局など7部門はこのほど、改正「輸入奨励サービス目録」を共同で公表した。知的財産サービスが新たに対象分野に組み入れられた。

同目録は、サービス貿易の革新・発展を誘導・支援する重要な政策文書であり、輸入拡大と高品質発展を推進する施策の一環である。

奨励分野は「研究開発・設計サービス」「省エネ・環境保護サービス」「環境サービス」「コンサルティングサービス」「その他専門サービス」「医療・健康サービス」の6類型である。このうち「研究開発・設計サービス」には知的財産サービスが含まれ、特許権、商標権、著作権、集積回路配置図設計の専有権、植物新品種権などに関する法務、コンサルティング、情報、運営サービスを対象とする。具体的にはライセンス、譲渡、投融資、権利保護相談、管理代行、情報分析などが挙げられている。

同目録は、関連産業の発展促進、国民生活の質の向上、高品質発展および高水準の対外開放の推進にとって重要な意義を持つとみられている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年2月27日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145670

★★★5. 中国とオーストリア、特許審査ハイウェイ試行プログラムを5年延長★★★

中国国家知識産権局とオーストリア特許庁は、両国間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトを5年間延長することで合意した。延長期間は2026年3月1日から2031年2月28日まで。両庁にPPHを申請する際の要件や手続に変更はない。

PPHは国・地域間で特許審査結果を相互活用することにより、出願の早期審査を可能にする枠組みであり、審査機関間の業務共有を通じて審査期間の短縮を図るものであるため、中国出願人にとっては海外市場で迅速に特許権を取得する有力な手段の一つとなっている。

中国国家知識産権局は2011年11月に最初のPPH試行を開始して以降、協力先を拡大してきた。これまでに35の国・地域の特許審査機関とPPH協力関係を構築し、対象は86カ国に及んでいる。(出典：国家知識産権網 2026年2月26日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/2/26/art_53_204765.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京・天津・河北、特許活用促進で連携強化 未来産業20分野で協働推進★★★

北京市知識産権局、天津市知識産権局、河北省市場監督管理局（知識産権局）および中国科学院科技創新発展センターはこのほど合同会議を開き、特許の共同活用の強化と新たな生産力の育成に向けた取り組みを協議した。

会議では、「特許の協同活用を深化させ、新質生産力の育成を加速する」をテーマに、特許活用促進の進展状況を確認するとともに、京津冀地域における国際的な科学技術イノベーション拠点の建設を視野に、3地域の特許の転化・活用の成果を総括した。その上で、2026年に向けた特許活用エコシステム整備の方向性について意見を交わした。

会議には3地域4機関の担当者が出席し、知的財産運営サービスのエコシステム構築について議論を展開。今後は次世代産業など20の未来産業分野に焦点を当て、連携を強化することで一致した。

具体的な協働課題としては、域内外を結ぶ知的財産運営サービス体制の整備と国家知的財産運営公共サービスプラットフォームと各地の取引プラットフォームとの連携強化、既存特許の活性化と精度の高いマッチングの推進、京津冀産業知的財産運営センターの共同整備による特許転化の「ラストワンマイル」解消、さらに優良事例の選定を通じたモデル形成と中小企業のイノベーション促進などが示された。

京津冀地域では今後、特許の実用化と産業化を一体的に進めることで、地域横断型のイノベーション基盤の強化を図る考えである。

(出典：中国知識産権資訊網 2026年2月28日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145642

【華東地域】

★★★2. 浙江省、知財体験プロジェクト実施 高校生が現場見学★★★

浙江省知的財産保護センターはこのほど、浙江大学附属中学と連携し、青少年向けの知的財産体験プログラムを実施した。知財行政の現場を見学し、理解を深めてもらうのが目的である。

生徒らは浙江省知的財産普及教育基地を訪れ、パネル展示や実物資料、電子書籍、映像資料などを通じて、同省における知財制度の歩みや施策の概要を学んだ。

その後、センター職員との意見交換も行われ、知財サービスの内容や特許ナビゲーションの活用、成果の事業化支援、産業動向分析などについて説明を受けた。知的財産が産業発展を支える仕組みについて理解を深めたという。

今回の取り組みは、見学と対話を組み合わせた体験型プログラムとして実施された。生徒が知財保護の意義に触れ、創意工夫や法令順守の重要性を考える機会となった。

(出典：国家知識産権網 2026 年 3 月 3 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/3/3/art_57_204908.html

【華南地域】

★★★3. 海南省、AI データに初の知的財産登録 知財分野の AI 活用で先行事例★★★

海南省知識産権局はこのほど、海南大学三亜研究院の「海研智鏈知的財産 AI データ」に対し、省内の人工知能分野で初となるデータ知的財産登録証を交付した。人工知能の垂直分野におけるデータ保護、適法利用、価値転化に向けた先行事例となる。

「海研智鏈」は、省内初の知的財産サービス分野の AI エージェントであり、DeepSeek の大規模言語モデルを基盤技術とする。南繁（冬季に温暖な海南省などで行う作物の育種）や深海科学技術、生命健康など海南省の重点産業分野に焦点を当て、世界の特許文献、専門報告、政策情報、実務データを統合し、産学研の全プロセスおよび知的財産の全要素をカバーするマルチモーダル型データベースを構築している。

これにより、知的財産情報の検索や分析など公共サービス分野における AI 技術の革新的応用を実現している。同プロジェクトは、国家知識産権局の「AI+」知的財産公共サービスの典型的応用事例にも選定されている。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 3 月 2 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hainan/202603/1995319.html>

【その他地域】

★★★4. 陝西省、知財特派員制度を深化 技術革新支援を現場に★★★

陝西省知識産権局はこのほど、知的財産特派員制度を一段と深化させ、知財の源流段階での保護を強化する実施方案を発表した。科学技術革新と産業革新の融合を加速させることが狙いである。

同方案に基づき、省知識産権局および知的財産保護センターは重点的なイノベーション主体に特派員を派遣・常駐させる。行政の優良サービス資源を企業や研究機関の現場に直接届けることで、課題の早期把握と迅速対応を図る。

支援内容は特許の予備審査、権利侵害に対する救済支援、海外紛争への対応指導、特許ナビゲーションを中核とする。さらに、商標ブランド育成、データに関する知的財産の登録、営業秘密保護などにも対象を広げ、包括的な支援体制を構築する。

派遣先は、国家級研究機関や研究型大学、業界をリードする企業に加え、専門性と成長力を備えた「專精特新」小巨人企業、基幹技術を掌握する民間企業、外資系企業、テクノロジー志向型企業など幅広い。

対象となる企業・機関は、次世代情報技術、新エネルギー、新材料、バイオなどの重点技術分野に事業・研究開発の軸足を置き、専門の研究開発組織やチームを有することが条件である。加えて、知

的財産管理体制を整備し、一定数の特許を保有するなど、知財活動の基盤を備えていることも求められる。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 3 月 2 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/shanxi/202602/1995274.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. 北京知財法院、技術調査官 116 人を新たに任命 専門審理体制を一段と強化★★★

知的財産権事件の審理の質と効率を高めるため、北京知識産権法院はこのほど、第 5 期となる非常勤技術調査官 116 人を新たに任命した。技術分野の高度化・多様化に対応し、専門的知見を審理に的確に反映させる体制を強化する狙いである。

同法院は、近年の事件類型の増加傾向や、争点となる技術分野の変化を踏まえ、技術調査官の専門的背景や人員構成を見直した。今回任命された調査官の所属機関の内訳は、研究機関が 32%、大学関係が 27%、特許審査機関が 24%、企業・事業体が 8%、医療機関が 6%などとなっている。大学院修了以上の学歴を有する者が 95%を占める。

専門分野は機械、化学、医薬、通信、電気、光電子といった従来分野に加え、先端ハイテク分野にも及ぶ。理工農医系 64 分野を網羅し、関連分野での平均実務経験年数は 18 年に達するなど、専門性と実務適合性の向上が図られている。

同法院は設立以降、特許、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピューターソフトウェアなどに関わる約 3 万 3000 件の技術系事件を受理し、約 3 万 1000 件を終結させてきた。これまでに 4 期計 306 人の技術調査官を選任し、4500 件を超える技術事件で事実認定に関与したほか、175 件の保全・現地検証に参加し、3000 件超の技術調査意見書を提出している。今回の専門人材の拡充により、審理の迅速化とイノベーション主体への司法保障の一層の充実が期待されている。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 3 月 3 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfy/202603/1995339.html>

★★★2. 最高人民法院、技術革新保護へ指導的判例 7 件公表★★★

最高人民法院（最高裁）は 2 月 28 日、「科学技術革新における知的財産権の司法保護強化」をテーマとする指導的判例 7 件を公表した。新類型や難解・複雑な知財紛争の審理に際し、全国の各級裁判所に判断基準を示すことで、技術革新を後押しする司法保障をより一層強化する狙いがある。

公表された判例は植物新品種の侵害、特許および実用新案の侵害、営業秘密侵害、コンピューターソフトウェア著作権侵害、悪意の訴訟提起など、多岐にわたる分野を網羅する。

そのうち、営業秘密侵害を巡る判例では、短期間に技術者が大量離職したことを契機に紛争が発生した。判例は、他社による積極的な引き抜き行為を通じて元の企業の技術秘密を入手する経路や機会が生じ、かつ、合理的な独自開発期間を著しく下回る短期間で同様の製品を生産した場合には、技術秘密侵害の事実があったものと推定できるとの基準を明確にした。

また、侵害品の販売を申し出る「販売の許諾」に伴う民事責任の範囲や、種苗販売における一連の

「組織的販売行為」の法的性質認定基準、さらには、被疑侵害製品の現物入手や分解が困難なケースでの特許侵害認定手法など、具体的な判断枠組みも提示されている。

統計によれば、2021年から2025年までに全国の裁判所が第一審で審結した知財関連事件は250万件を超え、前の5年間に比べ64.44%増加した。とりわけハイテクや先端技術分野の紛争が増加傾向にあり、基礎的・原始的イノベーションに関わる事件の割合も拡大している。紛争当事者の多様化も進んでおり、知財保護を巡る司法判断の高度化が求められている。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月2日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202603/1995323.html>

★★★3. 中国検察、知財侵害 8200 件余を起訴 模倣品や新興コンテンツ分野の取り締まり強化★★★

最高人民検察院は3月2日、「民生保護のための特別行動の深化」をテーマとする記者会見を開き、知的財産権保護の取り組み状況を公表した。発表によると、昨年1～11月に全国の検察機関が起訴した知的財産権侵害事件は8200件余りに上り、被告人は約1万7000人に達した。権利者による附帯民事訴訟の提起を支援した事件は760件余り、知財分野の公益訴訟は540件余りを立件した。

最高人民検察院知的財産検察庁の発足以降、知財保護と消費者利益の確保を両立させる形で、検察業務を総合的に進めている。重点分野の一つが模倣品や海賊版の取り締まりである。日用品や衣料品、かばん、自動車部品、農業資材や種子、教材など、生活や生産に密接に関わる分野での摘発を強化している。

さらに、コミュニティー型共同購入、電子商取引、ライブコマース、デジタル著作権など新たな取引形態にも対応を広げている。若者の間で人気を集めるアートトイやクリエイティブグッズ、ゲーム関連の創作商品、体験型推理ゲーム「劇本殺（マダーミステリー）」といった新しいコンテンツ分野も監視対象となっている。昨年はポップマート関連の知財侵害事件を16件、ナタ関連を21件起訴し、人気キャラクターの商標権や著作権の保護を強化した。

また、偽造食品や偽造医薬品の製造・販売など公共の利益を損なう事案については、刑事責任の追及に加え、附帯民事公益訴訟を提起するなど厳格な対応を取っている。民事・行政訴訟に対する監督も強化しており、誤りがあると判断した判決については抗訴や再審を求める検察意見を提出している。

同院は今後も知財分野における検察監督を一層強化し、侵害行為の取り締まりを通じて市場秩序の維持と消費環境の改善を図る方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年3月2日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145678

★★★4. 中国、イノベーションを支える司法保護を強化 懲罰的賠償 18 億元に★★★

最高人民法院は2月28日、記者会見を開き、司法裁判を通じて科学技術イノベーションを支える取り組みの進展状況を明らかにした。急速に進む技術革新を背景に、司法面から知的財産権保護を一

層強化する方針を鮮明にした。

発表によると、2025年に全国の裁判所で審理を終えた技術関連の知的財産民事第一審事件は6万3971件に上った。内訳は特許事件が5万1211件、植物新品種事件が1279件、営業秘密事件が1079件、技術契約事件が1万402件である。また、特許など技術系知財に関する行政第一審事件の結審件数は2471件だった。対象となる分野は5G通信、人工知能（AI）、バイオ医薬、種子・種苗、高度製造など先端産業に及んでいる。

制度面では、懲罰的賠償制度が知財分野でいち早く整備され、権利侵害に対する抑止力の強化が図られている。2025年に同制度が適用された事件は505件で、賠償総額は約18億元（1元は約22.7円）に達した。現在、同制度に関する司法解釈の改正作業が進められているほか、特許侵害を巡る第3弾の司法解釈の起草にも着手している。事件の管轄権の確定や、民事・行政手続きが交錯する事案の処理、保護範囲の判断、非侵害の抗弁審査、悪意訴訟の認定などについて、判断基準をより明確にする方針である。

専門的な審理体制の整備も進んでいる。2025年末までに、全国の裁判所で共有する技術調査官のデータベースを構築し、登録された専門家は1327人に達した。技術分野の専門人材を全国的に活用できる体制を整えたことで、複雑な技術的争点を含む事件への対応力が高まっている。さらに、最高人民法院の知的財産権法廷が技術系知財事件や独占禁止関連の控訴審を集中審理する体制を担っており、中国の高度に専門化された知財裁判システムはほぼ整備されたとしている。

(出典：最高人民法院公式サイト 2026年2月28日)

<https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/490541.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【中央政府】

★★★1. 国家市場監督管理総局、主要プラットフォーム企業7社を行政指導★★★

中国国家市場監督管理総局は2月13日、アリババ、抖音（TikTok）、百度、テンセント、京東（JDドットコム）、美团、淘宝閃購などのプラットフォーム企業に対し、行政指導面談（約談）を実施した。

同総局は、反不正競争法、価格法、消費者権益保護法、電子商取引法などの関連法規を厳格に順守し、プラットフォームとしての主体的責任を徹底するよう要請した。特に、販売促進や広告宣伝の手法について、法令に沿った運用を求めた。

また、過度な値下げや囲い込みといったいわゆる「内巻き型競争」を排し、公正な競争環境を共同で維持し、プラットフォーム経済のイノベーションと健全な発展を促進するよう促した。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2026年3月2日)

https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2026/art_8dbb9ba794314aaeb1d18075dd06f9b5.html

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 江蘇省製造業特許ランキング、蘇州勢が上位席卷 企業力で全国4位★★★

江蘇省知的財産権保護センターはこのほど、2025年の江蘇省製造業企業における特許保有数上位100社を発表した。蘇州市からは44社が選出され、特許保有数は合計2万8913件と、上位100社全体の半数以上を占めた。上位10社のうち6社を蘇州企業が占めるなど、同市企業の高い研究開発力が際立つ結果となった。

選出企業は電子情報、先端設備製造、先端材料といった重点分野に集中している。戦略的新興産業を中心に技術革新が進み、製造業の高度化を力強く支えている実態が浮き彫りとなった。

蘇州市は近年、高価値特許の育成や知的財産と標準化の融合推進などの施策を展開し、企業の技術革新と産業発展を後押ししてきた。中核技術の研究開発、特許ポートフォリオの戦略的構築、研究成果の産業化促進を一体的に支援することで、産業クラスターの競争力向上を図っている。

昨年末時点で、蘇州市企業が保有する有効特許は16万8700件に達し、市全体の有効特許の91.83%を占める。都市別では北京、深セン、上海に次ぐ全国4位であり、知的財産を基盤とした成長モデルが着実に定着しつつあることを示している。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月2日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202603/1995322.html>

★★★2. 格力電器、国家知的財産権モデル企業に子会社8社追加 累計15社に★★★

中国国家知識産権局はこのほど、2025年から2027年までの国家知的財産権モデル企業の認定対象リストを公表した。家電大手の格力電器（GREE）は新たに子会社8社が選定され、同社グループでモデル企業に認定された子会社は累計15社となった。あわせて16社が国家知的財産権優位企業の認定を受けており、グループ全体の知的財産戦略が一段と強化された形だ。

格力は創業以来、自主技術の確立を成長戦略の柱に据えてきた。特許・実用新案・意匠の出願件数は累計13万件を超え、このうち特許は7万5000件に上る。特許の登録件数も累計3万2000件に達し、中国の家電企業として唯一、8年連続で国内特許登録件数の上位10社に名を連ねている。

技術面では、「国際的先進レベル」と評価される技術を50項目保有する。国家科学技術進歩賞2件、国家技術発明賞2件のほか、中国特許金賞3件、中国意匠金賞3件を受賞している。さらに、ジュネーブ国際発明展で金賞16件、ニュルンベルク国際発明展で金賞12件を獲得するなど、国際舞台でも実績を積み重ねている。

今後も同社は自主革新を軸に、産業チェーンとイノベーションチェーンの融合を深める方針である。モデル企業としての役割を通じ、企業の研究開発と知財保護への取り組みを促し、家電産業および関連分野の高度化を主導していく考えである。

(出典：中国保護知識産権網 2026年3月2日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202603/1995324.html>

★★★3. 抖音電商、模倣品対策を強化 年間400万超のリスク業者を遮断★★★

中国の大手動画共有プラットフォーム・抖音（Douyin）の電子商取引部門である「抖音電商（Douyin EC）」は2月25日、プラットフォームの安全・信頼性向上の取り組みに関する年次報告書を発表し

た。報告書は、偽造品の排除や知的財産権保護など、過去一年間にわたる違法・不正行為への対策とその成果をまとめている。

報告書によれば、同プラットフォームは事前遮断、抜き取り検査、品質検査、出店資格の厳格な確認、重点カテゴリーの集中管理などを通じ、模倣品や粗悪品の排除を強化してきた。過去1年で、1日平均100万点を超える偽造・劣悪商品を出品前に遮断し、年間ではリスクの高い業者400万以上を排除したという。

消費者が注文・受領する前の段階でリスクを抑え込むため、同社は事前識別能力の高度化を進めるとともに、品質検査体制への投資も拡大した。年間で計1億3100万元（1元は約22.7円）を投じ、専門の抜き取り検査を実施するなど、検査能力の底上げを図った。

また、関係当局と連携し、権利侵害や海賊版販売の取り締まりも強化した。昨年には、偽ブランド品や海賊版商品の販売、ブランドを混同させる宣伝行為などに対する管理体制をさらに整備し、違反業者45万社以上を処分し、違反商品リンク230万件超を削除した。

近年問題化している著名人の名義や肖像を無断で用いた模倣・なりすまし行為にも対策を講じている。AIや特殊効果を用いて著名人を装い、無断で広告宣伝を行う行為などを重点的に取り締まり、これまでに権利侵害やなりすましに関与した1万1000のアカウントを処分し、侵害動画1万本超を遮断したという。

(出典：中国知識産権资讯网 2026年2月26日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145632

○ 統計関連

★★★1. 江蘇省の特許登録、11万6900件で全国2位 企業主導で先端技術分野に集中★★★

江蘇省知的財産保護センターによると、2025年の同省における特許登録件数は11万6900件に達し、全国2位となった。全国総件数の12.95%を占める。

内訳を見ると、企業による登録が8万6300件で全体の73.79%を占め、イノベーションの担い手としての存在感を示した。大学は2万5300件（21.66%）、研究機関は3300件（2.83%）で、基礎研究や先端技術分野における重要な研究基盤となっている。

技術分野別では、コンピューター技術、電機、電気装置、電力関連など6分野の特許が全体の半数以上を占めた。これらは全国的にも重点分野であると同時に、江蘇省が推進するハイエンド製造業やグリーン・低炭素産業の中核を成す分野でもある。

とりわけコンピューター技術分野の特許蓄積は、人工知能（AI）やビッグデータと実体経済の融合を後押ししている。電機・電気装置分野の特許は新エネルギーや先端設備製造の発展を支え、化学工学分野の特許はバイオ医薬や新素材産業の技術的裏付けとなっている。

(出典：中国保護知識産権網 2026年2月26日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zt/202602/1995241.html>

=====

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。
https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。
なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved